第百五十五条の二十七第三項中「相手国の法律」を「締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の法律」に、「当該相手国」を「当該条約相手国等」に改め、同条第四項中「第六十八条の九十二第一項」の下に「、第三項、第八項及び第十項」を加え、「及び第六十八条の九十三の四第一項」を「並びに第六十八条の九十三の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第五項第二号中「剰余金の配当等の額を」を「剰余金の配当等の額（同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）を」に改め、同条第六項第一号中「租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する特定外国子会社等（以下この号において「特定外国子会社等」という。）を「外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十二第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「これらの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定個別課税対象金額を」を「特定個別課税対象金額又は同条第十一項に規定する間接特定個別課税対象金額（以下この号及び次号において「特定個別課税対象金額等」という。）を」に、「当該特定個別課税対象金額」を「当該特定個別課税対象金額等」に、「特定外国子会社等から」を「外国法人から」に改め、「同条第一項」の下に「又は第八項」を加え、「特定外国子会社等の」を「外国法人の」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項に規定する特定外国法人（以下この号において「特定外国法人」という。）を「外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）に、「同項の」を「これらの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定個別課税対象金額を」を「特定個別課税対象金額又は同条第十項に規定する間接特定個別課税対象金額（以下この号及び次号において「特定個別課税対象金額等」という。）を」に、「当該特定個別課税対象金額等」を「当該特定個別課税対象金額等」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「同条第一項」の下に「又は第七項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十二第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定個別課税対象金額等を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

第百五十五条の二十七第六項に次の一号を加える。

四　外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定個別課税対象金額等を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

第百五十五条の二十八第一項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を削る。

第百五十五条の二十九第一号ロ及びハ中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同号ホ中「第三十九条の百十八第五項又は第六項」を「第三十九条の百十八第六項又は第七項」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「第三十九条の百二十の六第二項」を「第三十九条の百二十の七第三項」に改める。

第百五十五条の三十四の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（第二号」を「（第二号」に、「適格分社型分割等（」を「適格分割等（」に、「適格分社型分割等を」を「適格分割等を」に、「当該適格分社型分割等に」を「当該適格分割等に」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十五項を除き、」を削り、同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三号」を「第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第三項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、「、分割前三年内事業年度」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第八十一条の十五第五項第三号」を「第八十一条の十五第五項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「個別国外所得金額」を「第百五十五条の三十第一号（連結控除限度個別帰属額の計算）に規定する個別国外所得金額」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額」を「第百四十二条第三項（控除限度額の計算）に規定する国外所得金額（第百四十二条の二（控除限度額の計算の特例）の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額）」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号ロ中「第五十三条第二十九項又は第三百二十一条の八第二十九項」を「第五十三条第二十四項又は第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に、「、第二項各号又は第三項各号」を「又は第二項各号」に、「第七項」を「第五項」に、「第十三項及び第十四項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第十三項及び第十四項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第四項から第六項まで」を「第三項又は第四項」に、「、第二項各号又は第三項各号」を「又は第二項各号」に、「（第七項」を「（第五項」に改め、「及び第十四項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「第十項から第十二項まで又は第百四十六条第十項から第十二項まで」を「第七項から前項まで又は第百四十六条第七項から第九項まで（適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等）に改め、同項第一号中「、第十項」を「、第七項」に、「第百四十六条第七項」に改め、「国税の控除余裕額」の下に「（第百四十四条第五項（繰越控除限度額等）に規定する国税の控除余裕額をいう。）」を加え、同項第二号中「、第十一項」を「、第八項」に、「第百四十六条第十一項」を「第百四十六条第八項」に改め、「地方税の控除余裕額」の下に「（第百四十四条第六項に規定する地方税の控除余裕額をいう。）」を加え、同項第三号中「、第十二項」を「、第九項」に、「第百四十六条第十二項」を「第百四十六条第九項」に改め、「の控除限度超過額」の下に「（第百四十四条第七項に規定する控除限度超過額をいう。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十一項とする。

第百五十五条の三十五第一項及び第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第三項中「前条第十二項（適格組織再編成」を「前条第九項（適格合併等」に改め、同条第四項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等（同条第五項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等（同条第五項第二号に規定する適格分割等」に改め、同条第五項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第一号を次のように改める。

一　法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額（当該連結事業年度終了の日の翌日に適格合併に該当しない合併により解散した場合には、法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額）